



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

厚生労働省の「受動喫煙防止対策たたき台」に対する見解

日本禁煙学会

2016年10月13日

1. 厚生労働省は2016年10月12日に受動喫煙防止対策のたたき台【★1】を発表しました。それによれば、官公庁、医療機関、学校は敷地内ないし建物内禁煙とする一方、飲食店・宿泊施設などは原則建物内禁煙だが「喫煙室」設置可とされています。本たたき台は、受動喫煙対策を義務化し、受動喫煙防止措置の実効性を担保するために罰則の適用を法律で定めるとした点において、グローバルスタンダードに合致するものであり、厚生労働省の提案を多とするものであります。

受動喫煙防止対策の強化の内容（たたき台）

施設の類型	強化(案)	イギリス	韓国
官公庁	建物内禁煙	B	C
社会福祉施設	建物内禁煙	B	C
運動施設(スタジアム等)	建物内禁煙	B	C
医療機関	敷地内禁煙	B	B
小学校、中学校、高校	敷地内禁煙	B	A
大学	建物内禁煙	B	C
サービス業 飲食店、ホテル・旅館(ロビーほか共用部分)等のサービス施設	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
事務所(職場)	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
ビル等の共用部分	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	原則建物内禁煙(喫煙室設置可)	B	C
バス、タクシー	全面禁煙	B	B
鉄道、船舶	原則禁煙(喫煙室設置可)	B	C

※ A…敷地内禁煙、B…建物内禁煙、C…建物内禁煙(喫煙室設置可)

【★1】「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)平成28年10月厚生労働省」より

「喫煙室」内では、喫煙のみ許可。飲食、従業員サービス禁止。

2. しかしながら、私たちは、本たたき台における重要な問題点を指摘せざるを得ません。日本禁煙学会は、飲食サービス施設を含むすべての屋内空間を速やかに完全禁煙にするべきであり、「喫煙室」の設置を可とすべきでないと考えます。この見解は、日本禁煙学会が2015年1月28日に財務省、厚生省、文科省等に提出した「職場その他の公共的空間における受動喫煙防止法（案）[★2]」に明示しております。
3. 飲食サービス施設に「喫煙室」を設置しても、受動喫煙被害をなくすことはできません。その理由は次の通りです。
 - ① 「喫煙室」の出入りに際して必ずタバコ煙が漏れます。わずかな受動喫煙によって、重い喘息発作や心臓発作、体調不良を起こす人々が多数おられます。
 - ② 「喫煙室」の掃除、機器のメンテナンスを行う労働者が濃厚な受動喫煙、サードハンドスモーキングにさらされます。日本の飲食サービス産業従業員の多くは、受動喫煙によって大きな健康リスクを負わされる若年女性および中高年の方々です。
 - ③ 「喫煙室」の設置と空調機能維持に多額の費用がかかるため、「煙の漏れる、形だけの喫煙室」つまり「欠陥喫煙室」が多数作られる結果となり、受動喫煙は防止できません。
4. ちなみに、韓国など諸外国で設置されている「喫煙室」内では、**喫煙だけが許されており、飲食や従業員のサービスは禁止されています。**
5. 「喫煙室」の設置を可とする法令が施行された場合、「喫煙室」の設置者に、タバコ煙の漏れが防げない「欠陥喫煙室」に対する**罰則が科されるリスク**、「喫煙室」から漏れたタバコ煙による体調不良（受動喫煙症）被害を受けた**顧客、従業員が設置者を訴えるリスク**が増大します。
6. 受動喫煙は、**あってはならない死亡原因としては最大のもののひとつ**です。国立がんセンターの控えめな推定でも、日本では、毎年、交通事故死の4倍近く、1万5千人の方々を受動喫煙によって死亡しています【★3】。職場や飲食施設を受動喫煙によって体調不良となった、職を失った等の痛切な訴えも、日本禁煙学会に多数寄せられています。「喫煙室」設置なしの受動喫煙防止法が実施されたなら、多くの命が救えます。
7. 飲食サービス産業100%禁煙法実施前後の詳しい調査の結果、**飲食サービス産業の経営にマイナスの影響はもたらされなかったことが、世界各国から報告されており、共通認識となっています【★4】。**
8. 2015年現在、外国から日本に来られる方々の6割前後は本国の飲食サービス施設が完全禁煙となっています【★5】。中国（本土）でも、法律によって受動喫煙を防止する取組が急速に進んでいます。2020年の東京オリンピックでは、海外のお客様に「け・む・り・な・し」の環境を提供することが、最大の「お・も・て・な・し」として歓迎されるでしょう。

注★

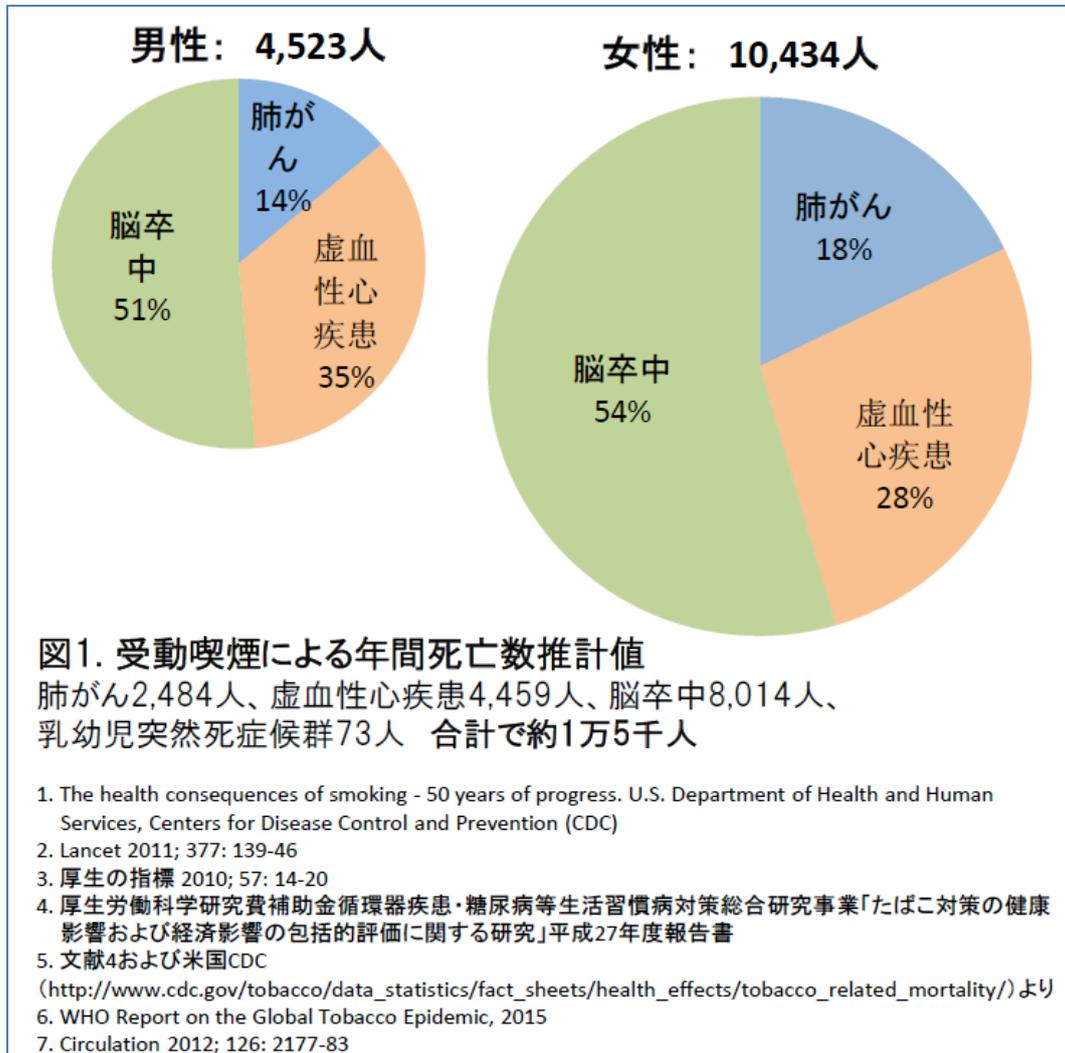
【★2】 職場その他の公共的空間における受動喫煙防止法（案）

<http://yahoo.jp/box/rBLujP>

<https://box.yahoo.co.jp/guest/viewer?sid=box-l-5o7k4xlfmkirkzpf2covykxcrq-1001&uniqid=7616514a-a225-4041-a9ed-6c9b3997f32e&viewtype=detail>

【★3】 受動喫煙による年間死亡者数（日本） 出典：厚労省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf#search=%E5%9B%BD%E7%AB%8B%E3%81%8C%E3%82%93%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC+%E5%8F%97%E5%8B%95%E5%96%AB%E7%85%99'](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130674.pdf#search=%E5%9B%BD%E7%AB%8B%E3%81%8C%E3%82%93%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC+%E5%8F%97%E5%8B%95%E5%96%AB%E7%85%99)



【★4】 受動喫煙対策に関する JT の最近の主張に対する反論（日本禁煙学会ホームページ）

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/%20%20JT2016%E2%88%923%20.pdf>

【★5】 【訪日外国人の出身国（地域）別比率と飲食サービス産業の喫煙規制状態。（比率は「日本政府観光局（JNTO）」2015年調べ）】

http://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/tourists_2015.np.pdf

国・地域	比率%	飲食サービス産業の喫煙規制状態
中国	25.3	主要都市毎に罰則付き喫煙規制法制定進行中。
韓国	20.3	完全禁煙（2015年～）
台湾	18.6	レストラン・ホテル完全禁煙
香港	7.7	完全禁煙
アメリカ	5.2	人口の65%が職場、バー、レストラン禁煙の地域に居住
タイ	4.0	屋内レストラン完全禁煙
オーストラリア	1.9	完全禁煙
シンガポール	1.6	完全禁煙
マレーシア	1.5	
フィリピン	1.4	公共施設完全禁煙予定（2016年）
イギリス	1.3	完全禁煙
カナダ	1.2	完全禁煙
インドネシア	1.0	
ベトナム	0.9	完全禁煙
インド	0.5	
ロシア	0.3	完全禁煙（2014年～）
モンゴル	...	完全禁煙
パキスタン	...	完全禁煙
バングラデシュ	...	完全禁煙
ブータン	...	完全禁煙
ブルネイ	...	完全禁煙
ラオス	...	完全禁煙
マカオ	...	完全禁煙
ネパール	...	完全禁煙

網かけは飲食サービス施設完全禁煙あるいはそれに近い状態